【料金表】 介護保険利用負担額 :2割負担の場合

所要時間	要介護	予防介護
20分未満 (処置のある方)	628円	606円
30分未満	942円	902円
30分以上 60分未満	1646円	1588円
1時間以上 1時間30分未満	2256円	2180円
処遇改善加算	合計金額の1．8%	

夜間・早朝の加算 ： 25%加算
※夜間(午後6時～午後10時) 早朝(午前6時～午前8時)

深夜の加算 ： 50%加算
※深夜(午後10時～午前6時)

上記の時間帯の場合は基本料金に加算します。

※交通費
事業実施区域内の方:無料
事業実施区域外の方:片道20km未満－100円
片道20km以上－200円 (1回につき)

〈その他加算金額〉

緊急時訪問看護加算(Ⅱ) 1月につき 1148円 ※区分支給限度額外	利用者様の同意のもとに、利用者・家族等に対して24時間連絡体制にある場合 (計画以外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、その都度、上記の基本料金がかかります。)	
特別管理加算 1月につき(Ⅰ)1000円 (Ⅱ)500円 ※区分支給限度額外	在宅気管切開管理 ・ 気管カニューレ ・ 留置カテーテル ・ 悪性腫瘍患者管理 (疼痛管理等) 在宅中心静脈栄養 ・ 在宅経管栄養 ・ 在宅自己導尿 ・ 在宅腹膜灌流 ・褥瘡 在宅酸素 ・人工膀胱 ・ 人工肛門 ・ 在宅点滴・ 在宅持続陽圧呼吸療法	
長時間訪問看護加算 1回につき 600円	特別管理加算対象の利用者様に対して、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合	
複数名訪問看護加算	同時に2人の看護師が1人の利用者様に対し訪問看護を行った場合 ・1回につき30分未満:508円 ・1回につき30分以上:804円 同時に看護師と看護助手が1人の利用者様に対し訪問看護を行なった場合 ・1回につき30分未満:402円 ・1回につき30分以上:634円	
退院時共同指導加算 1回 1200円	退院する際に訪問看護師が退院時共同指導(主治医や他の職員と共同して在宅療養に必要な指導)を行った場合	
初回加算(Ⅰ) 700円 (Ⅱ) 600円	(Ⅰ)新規に訪問看護を利用する方に対して、病院、診療所等から退院した当日に訪問看護師が初回の指定訪問看護を行った場合 (Ⅱ)新規に訪問看護を利用する方に対して(過去2か月間において訪問看護の利用がない)新たに訪問看護計画書を作成した場合	
看護介護職員連携強化加算 1月につき 500円	訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が特定行為業務(たんの吸引等)を円滑に行うための支援を行った場合	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1回につき 12円 ※区分支給限度額外	厚生大臣が定める基準に適合している事業所が訪問看護を提供している場合 (研修・定期的な会議・勤続年数3年以上の看護師が30%以上 1回6円) (7年以上 30%以上 1回12円)	
ターミナルケア加算 5000円	以前から訪問看護を行っている利用者様がご自宅で亡くなられる前14日以内にターミナルケアを1日もしくは2日以上行った場合 (医療機関等に搬送後24時間以内に死亡を確認された場合も同様)	

・料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

氏名

【料金表】 医療保険利用負担額　：　2割負担の場合

	訪問看護基本療養費		管理療養費
週3日まで	1110円／回	月の初日	1542円（月1回）
週4日以上	1310円／回	2日目以降	602円／回
外泊中の訪問看護	1700円／1回限り	情報提供療養費（市町村・医療機関等）	300円（月1回）
ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ評価料	210円/月	物価対応　Ⅰ	120円（月1回）
		Ⅱ	40円/回

※交通費
片道5Kmまで 1回につき　200円
片道10Kmまで　300円
片道10Km以上　400円

＜加算＞

夜間・早朝訪問看護加算 420円	※夜間：午後6時～午後10時 ※早朝：午前6時～午前8時	深夜訪問看護加算 840円	※深夜：午後10時～午前6時	
24時間対応体制加算 1360円	利用者様の同意のもとに、利用者・家族等に対して24時間連絡体制にある場合（計画以外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、その都度、上記の基本料金がかかります。）			
特別管理加算 1月につき　（Ⅰ）1000円	在宅気管切開管理 ・気管カニューレ ・ 留置カテーテル ・悪性腫瘍患者管理（疼痛管理）			
（Ⅱ）500円	在宅中心静脈栄養 ・在宅経管栄養 ・ 在宅自己導尿 ・ 在宅腹膜灌流 褥瘡 在宅酸素 ・ 人工膀胱 ・ 人工肛門 ・ 在宅点滴 在宅持続陽圧呼吸療法			
1日複数回の訪問看護加算 2回　900円	1日に2回訪問看護を実施した場合			
3回以上　1600円	1日に3回以上訪問看護を実施した場合			
複数名訪問看護加算 看護師の場合　週1回 900円	看護師が複数名で訪問看護を実施した場合			
看護助手の場合　週3回 600円	看護助手と看護師が訪問看護を実施した場合			
長時間訪問看護加算 週1・3回　1040円	特別管理加算を算定している方や特別指示書で訪問している方に90分以上の訪問看護を実施した場合			
看護介護職員連携強化加算 500円	訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が特定行為業務（たんの吸引等）を円滑に行うための支援を行った場合			
退院時共同指導加算　1600円	退院または退所時に病院や施設職員（医師・看護師等）と退院後の在宅療養について共同で行い、その内容を文書で提供した場合			
特別管理指導加算　400円	退院後、特別な管理を必要とする方に訪問看護師が療養指導を行った場合			
退院支援指導加算　1200円 1680円	退院日に保険医療機関以外で訪問看護師が療養指導を行った場合 退院日に保険医療機関以外で訪問看護師が長時間の渡る療養指導を行った場合			
在宅患者連携指導加算 600円	訪問診療を実施している医療機関・薬局と情報共有を月2回以上文書等で行った場合（月1回）			
在宅患者緊急時等ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ加算 400円	利用者の急変や診療方針の変更等に伴い、保険医療機関の保険医の求めにより開催されたｶﾝﾌｧﾚﾝｽに訪問看護師が参加した場合（月2回まで）			
訪問看護 ターミナルケア療養費 5000円 2000円	訪問看護を行なっている利用者様がご自宅や特別養護老人ホームで亡くなられる前14日以内にターミナルケアを2回以上行った場合 （医療機関等に搬送後24時間以内に死亡を確認された場合も同様）			

氏名